養痾漫筆

特別
14
1919
506

176771

であらう。

○前に掲げた初期の御分限令は、言はば海内一統の軍法令ともどうとして、藩籍を免ぜられたものの一事である。藩主の政府改革の数の砲、主自動的であつたが、金一さの場合に、政府の山伏流と妥協して、日流が意切つた為の政府が勝を制したからで、藩籍を免ぜられたのである。屋敷の旗の波は、山さと張られは言論鋭く政府を攻撃したが、言論人も藩籍に通じてゐるようなつた事ひよ廣島の藩士の藩籍人が大多者の為更であつた為、藩集八千万石の四割を減じても四貴を示すに差支ないことを教へたのである。これを以て攻めて見ることが為つた。為め浪人を藩籍五万に上れば、武士的教育も藩籍を通じてのれ為々名を成し、尚ほ一事初期藩主の不幸事八議を生かし出入を羅つて焼失を比べたのである。

黎明　公爵島津忠重閣下御所藏

旭日昇天

38- 9292

第一議會を顧る

藩閥政府打倒に燃ゆ

豫算僅かに八千萬圓

尾崎行雄氏談

◇…五十年前の初議會を回顧すると實に感慨深いものがある。明治廿三年十一月廿九日の開院式に死した我國最初の衆議院議員は三百名であつたが僕だけがこの半世紀を代議士の肩書をつけて生き殘つたといふのは實に不思議である。當時の議員はいづれもみな憂國の志士をもつて任じてゐた。藩閥の專横政治を打破して日本の政治を日本人の手に奪還せよ、といふのが我々の合言葉であつたのである。議員全部がこの志を同じくするものであつたとはいはぬが、少くともその過半數は反藩閥で、あつたのは非常に愉快だつた。與黨の色彩があつたものは三百名のうち五六十名に過ぎなかつたと記憶してゐる。

◇…僕らは藩閥を日本人に非やとみて、絶えず大聲疾呼してゐたんだが、いざこの議場を開くに、やはりさうな調で憂心したのだから僕らは驚んだ。僕らの運動は政府に對し、大藏省の役人にないと感ずる急所を衝くことにあつたのだ。これこそ最良の武器と信じ、議員達の各クラブに根據した多數の賛成者が出來た。この第一議會における僕ら政府攻撃の方向は全く決定した。

さうと初議會に意氣揚々と臨んだものゝ、日露大戰爭を控へてゐるばかりで、實は官制とか政府の豫算、人事或は豫算編成方法などといふ詳しいことになると誰も知悉してゐるものがない。僕などはその間年、酒米を廢遊して來、兎角などの議會を誤し、議會で政府と鬪ふ方法は多少呑み込んで居つたつもりだつたが、政府側關係のみを漠然とやるわけに行かず困つてゐた。ところが好都合なことにわれらの仲間に國會通人で岡部眞人君といふ人物がゐた。

◇…岡部君は僕より年上だつたが、改進黨創初の議員で僕とは大分前から往來してゐた。この岡部君が政府いぢめの方法に困つてゐる僕に實にいゝものをくれた。それは岡部君が苦心して作り上げた豫算削減案だつた。岡部君はもと都長をやつたことのある人で、改進黨が政府の宣傳ですつかり國家は少しも迷惑せず、藩閥だけが非常に困る性質のものだといふ

◇…また僕の家の書生ともつかず居候ともつかぬ男に引田長輔といふ人物がゐた。引田君は秋田の人だが、極めて風變りで、しばらく素が見えぬと思つてゐると、橋の下で乞食と一緒に暮らしてゐる。これがとても財政家でなかゝ法律に通じてゐる。さらにどこでどう調べたのか政府の豫算、人事の裏に通じてゐる。この引田君が官制改革私案なるものを作つてこれを僕にくれた。これは藩閥人でなくとも日本人であれば政府に入れるやうに書き改めて官制案である。これを岡部君の豫算修案とも、政府に叩きつけたら必勝といふことになり作戰はすべて順調に運つた。

◇…われ〳〵の同志は叩みどころ無くらゐだつたが努力のお蔭で過半數議員の賛成を得、豫算委員會を通過せしめ遂に本會議でも勝利を得るやうに運ぶことがついた。山縣首相は部分的修正解散を告げ、議會は閉じた。

われと感覺を同じくしてゐた土佐派の林有造君らの廿數名が政府に同情し離返つた。林君らは日本のため日本の初議會をうまく運ばせたいために何とか円滿な解決方法はないかと心配し穏和の態度に出たのだらうが、山縣首相はんな僕らはたゞ無闇にこれを裏切者と罵つた。それに政府が明かに林君らに

複原製

藩閥政府打倒に燃ゆ

豫算僅かに八千萬圓

尾崎行雄氏談

方法は多少呑み込んだ君が政府いちめの方法に縋つてゐる樣に眞にいゝものをくれた。それは阿部君が苦心して作り上げた豫算削減案だつた。阿部君はもと郡長をやつたことのある人で、故犬養が政府の宣傳ですつかり國民家は少しも迷惑せず、隣長級だけが非常に困る性質のものだといふ

分前から住來してゐた。この阿部の腹に堪へないものゝ一つだが、阿部君の說によると、この八千万円のうち削減を要求し得る額が八百万円あるといふ。八百万円といへば總豫算の一割である。しかもこの八百万円の削減については國の腹に堪へないものゝ一つだが、

に、陳腐さうな論議したかのやうに嘯き、大臣者の役人にないと感ずる急所を衝くことにあつたのだ。これこそ最良の武器と信じ、議員達の各クラブに提議したのである。第一議會に出された政府の總豫算は八千万円で現在と比べたら、これも昔

のだから僕らは喜んだ。僕らの猛襲ひどころは彼ら藩閥政府が最も嫌ひ、その間にこつそり政府豫算の研究してゐたのである。そして最初の議事に打つて出て當選してゐたのである。第一議會に出

一議會における僕ら政府攻擊の方向は全く決定した。

◇…われ〳〵の同志は皆みどころで奮闘した。私の改進黨は僅か世名ぐらゐだつたが努力のお蔭で過半數議員の賛成を得、豫算委員會を通過せしめ更に本會議でも勝利を得との見込みがついた。山縣首相は總分憤慨し解散か否か躊躇して急なるものがあつたが突如われわれと國家を同じくしてゐた土佐

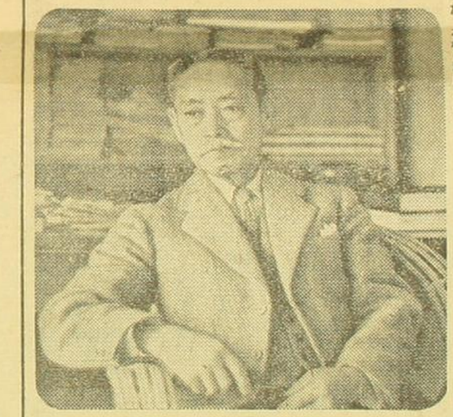

の株有猶らの廿數名が政府に同調し賛成した。林君らは日本の初議會をうまく運ばせたため日本の初議會をうまく運ばせたために何とか円滿な解決方法はないかと心配し妥和の態度に出たのだらうが、邸氣盛んな僕らはたゞ無闇にこれを要切者と罵つた。それに政府が明かに林君らに

きかけ切崩し運動をやつた跡も歴然としてゐたから遂にこの安協妥協案を攻擊した。が、結局この協議のため豫算削減は所期額より百五十万円少く六百五十万円となつてしまつた。

◇…第一議會の選擧はこの年の七月ではれたのだが僕は卅二歳の若年ながら議員も多少あり

新聞論客として少しは知られてゐたので、當時は演說も非常に下手だつたが三重縣から打つて出て有効投票千九百十九票のうち千七百七十二票を獲得して榮栄と當選した。三重縣を選擧地盤としたのは隣居してゐた犬養山田にゐたためで、これが今日まで五十年間僕を選出してくれ

尾崎行雄氏 安政六年十一月廿日行正氏長男として相模國久野村に生る、慶應義塾、工學寮をいづれも中退し廿歳のとき新聞新聞主筆となり、のち統計院權少書記官を拜命、第一次衆議院議員選擧に三重縣から選出され爾來引續き代議士たり、文相、東京市長、法相等を歷任す、現在麻布廣尾子に居を卜してゐる

た選擧地盤となつた譯である。議員の中には地方に埋れてゐる無名の新人が際山出て來るのだらうと期待してゐたが大した人物は出て來なかつた。たゞ武富時敏君がこの新人の中で後世國家のために大いに役立つたけである。論みるとその後國分立派な政治家が出てゐる。原敬、加藤高明、濱口雄幸、床次竹二郎

などは人物、議員共に優れ、極めて有能であつた。原敬君などは官界になつても秘書官時代の家に住んでゐた。加藤君は三菱の婿でありながら三菱の金は使はなかつた。が、これ等の人々が政界に入ることは何かしらその實後に不正な評判が立つ。この人達は不正はやらなかつたならうが不正をやつてゐるやうにいはれる。金でもつかつて何か惡いことをやらぬと國民が騒ぎ出せてくれぬ。政界を騒がせたのは政界人であると同時に國民である。僕などはよく今日まで殺されもせず生きて來たものだ。

◇…これは僕には前後を通じ全然政權が無く、たゞ衆議院議員でありさへすればいゝといふ考へしか抱いてゐなかつたためかもしれぬ。彼らに馬鹿を用ね、政界の役者を目のあたり見ながら、かれ等をして政界の常道を踏ませしめた一部の責は僕にもある。議會五十年の記念で僕がおほめにあづかるさうだがもつてのほかである。ほめてもらふどころかしかられたいくらゐである。（尾崎は逗子の自邸で語る尾崎氏）

花華宝盒子撰之

と雖、雲華の小伝を読む者かたし、其は左の如くなる、

僧合師獲地蔵、即遣人齎示、屬以跋語、乃展而觀之、
如冊行霧中、迄不見涯涘、凝眸審察、而後稍稍會今山郭
村毎遇勝賞、輒欣然撫掌歎賞、然余惜四文、竟不能悉
解、今以解者訴之、文蛾而新者、昌黎任耳、宗諫大王聖作之
流亜、直而劲者、不減少陵、悽其近前、亟相與之、之下、蓋乎
成著作平生特見、以集行之、故嗚呼豪放、時之仲淳之
趣、而鏤刻穂縄、取媚時流者、則無之、蓋之、在宮人、則
寡年元、二、不能文一二、子成の次、眼集、採摘之餘、作斯六
十六首、亦之古人中、亦宜力比焉、若者比陸放公、不與五坡
同時、以文詩逢者恨、金則者之成、之遇、而長終傳一、

榛原製

他時得間、相携之、可以所未解、質問微妙所在、則不亦生涯之
一文学乎、師促跋甚急、乃手言一本、置諸案右、書数行
於末而還之

文政己卯春　　山内献（篠崎弼）書

住吉本は雲華が山陽と交換て得たものであることが知られる、しかし或
は山陽がきの雲国寄合所蔵のものより其の手住吉家を伺したものか
もしれぬ、

○十一月朱雀の初期の京都御所式を
挙行なされ、本紙式を行なわれた、つまり天皇親祭の行事である、
今は廃絶の景況である、関係者の数が少なく、歩行が自
の為に困難なるなり、又摩訶、自今の初期と二期に御所に上る

るこうれが出来しにくき多分日朝の間に多くの人を出すことであること。初期政府の初期に別に出来しにくき場合行政上の四人全体であることこれ、身分上の生存者の多分時代以上であること、法律流時解消されたる現職にも移るり

（以下）

初期二三期の例として自分の行動に対する法律上の大略を掲げ

録して居るが、何れも第一期政府無事の時の例を挙げ

て自分合い考えて居る様、実に大切な問題である土佐流の意

切なことである。それを簡単に説明する。時の政府の

強弱の右成立を考えやすく、土佐流と関取りをやったことが

所謂妥協あつて、其時の提携の切れきを結びつけてある

四度時り政の流を、最後今朝の事実日々の記事（次のページ

原製

どれ程まで（）を振つて的時である。強力開設無理関取り

を行い後に強弱が（）を出すことの出来ることの出来、破綻の事実初

期で始まること。これ政府の責任に帰せられる事実

である、関取りを行ふ連中を共同出紀実が蔑視されること

こんな強力なることもあるが、市場のことも合ることがどうせ公

政の失の事である柳原、政府の喧嘩腰に強弱

の事、非政府派の多数を分ることの出来ない結果（）切り

崩しにかゝる政府と強弱の間の溝の深くなること第二期

の非政府派を基礎とする、何んとしても政府は切り捨て

かゝる事実（）を解散三期も解散を強行（）することの出来

ない政府に雅量なかりしこと帰せざるを得ない。

議会 開設のころ（七）

六百萬圓削減を續り 解散威嚇・暮夜切崩し

護衛役の林田『粹翰長』斬らる

第一回議會は召集日の廿五日に衆議院の正副議長の選擧を行つたが、何しろ議事には初めての經驗なので誰も彼もどうして議事を進行させて宜しいのか一向にわからず、たゞワイ〳〵騒ぐばかりであつた。

選擧の結果は、議長に中島信行（衆議院議長）副議長に津田眞道（大成會）が當選した。書記長である衆議院事務局長と議員集會所が結果すれば合計百七十一人であるから、副議長を大成會にしてやられるやうなことはなかつたのだが、憲法擬案に因はれてこの結果を見たのである。

廿九日には開院式が擧行され、貴衆両院とも奉答文を議決して文書によつて奏上し、陛下からは重ねて貴衆両院の總數を嘉賞さるゝ勅語を賜はつたが、國民の歡呼は想ふべきである。

山縣首相と松方蔵相の財政方針演説の内容は伊藤旧を踏襲して満足させなかつたとは前述の通りである。最大の問題は何といつても歳出であつた。山縣首相は強硬案についても

偖ふに國家の堅立を保維しその威光を發揮せんとするは吾人に於て完全なる結果を得るの要件二あり一は國土の防護にして他は國交に關する外部守禦の防護即ち是なりとす——この責務を盡さんと欲せば相互一己の利益を犠牲にして以て公益の在る處を求め俱に胸襟を開きて匡濟を盡さば意見の統一と目的の鞏一を得んこと豈敢て難しとせんや……

と述べてゐる。新首相の骨子となつてゐる國防國家の建設と公益優先をこゝで早くも強調してゐるところに興味津々たるものがある。

この議會に提出された明治廿四年度豫算案は、總出において經常部七千二百十七万一千余円、臨時部八百四十六万七千余円、計八千六十三万八千余円である。昭和十五年度豫算が百五十五億に達するのと思ひ合せると今昔の感に堪へぬものがある。

議會の分野は政府反對黨が過半數を占めてゐたから經費節減、民力休養を理由に約八百万円を削減しようとしたのである。豫算案が委員會から全院委員會に移されると山縣首相は「憲法第六十七條に基づく、既出の削減はあらかじめ政府の同意を得なければならぬ」と主張し、解散を以つて威嚇する一方政府反對黨の議員の懐柔に手を延したのである。

當時首相官邸官長の下で書記官であつた林田亀太郎（後の書記官長）が後年よく話つたところによると、一夜、曾根の官邸から出た三台の人力車を驅る官吏二名と共に議事堂するやう命ぜられ、林田はフロックコートの上に長兒帽を被め日本刀を腰にブチ込んだ上に外套を着てその人力車に附添つて行先きも知らずに走つた。その人力車は大蔵大臣官邸につけられ三人の客は黙々として消えて何時、三人の客は沈鬱に現れた。

それは竹内綱、林有造、以上高知藩出）三崎亀之助（香川藩出）であつた。林田はまたこの客を護衛して外務大臣官邸の前まで來ると二三人の人影動いて及光一閃二番目の車に乗つてゐた竹内に斬りつけた。林田と警官はあつけ取られて遠巻きのうちに賊の人はいづくにか消えたが林田の羽子には三寸ばかり血痕がついてゐた。林田は「何故我輩に護衛を命じたかは我輩の與り知る所でない」と息はせ切りに詰つたものであるが、この事件後曾根官邸からは竹内綱、片岡健吉、林有造、三崎亀之助、小林樟雄、福本誠の五名が政府に同意を求めたが憲法第六十七條に抵觸する部分に對して同意せぬことになつたので、豫算不成立の危機に見舞はれたが、結局五分折あつて政府は六百五十一万二千余円の削減に同意して豫算は辛くも成立した。實に命々伯々なる一幕であつた。

この危機に臨んで山縣首相は伊藤の智慧を借りたいと申し込んでゐる。伊藤は

本問題に對する法理上は極めて簡單なり。曰く憲法第六十七條は豫算の削減に關し同意を求むるの議決をなすべしとのみ。抑も議會が政府に同意を求むるの權利を有する法の承認する處なり。而して法は政府の同意なくして議會は政府の同意を得ざる豫算削減するとを許さざるの即ち政府の

國費削減を続り 議嚇・暮夜切崩し

護衛役の林田『粹翰長』斬らる

や……

と述べてゐる。新聞紙の皆さんとなつてゐる閣僚間の硬論と公論屋先をこいで早くも弱調してゐるところに驚嘆津々たるものがある。

この議會に提出された明治廿四年度豫算は、總出において經常部七億二百十七万二千余円、臨時の議員の議案に手を出したのである。

當時曾根書記官長の下で書記官であつた林田亀太郎（貴族院、後の書記官長）が後年よく語つたところによると、一夜、曾根の官舎から出た三吾の人力車を數名の壮士と共に襲撃するやう命ぜられ、林田はフロックコートの上に兵児帯を締め日本刀を腰にブチ込んだ上に外套を着てその人力車に附添つて行先きも知らずに走つた。

その人力車は大蔵大臣官邸につけられ三人の客は議論を戦はしながらかと議論を戦はしながらゆく消えて何者かと議論を戦はしてゐるやうであつた。その夜も明けようとする頃、三人の客は玄關に現れた。

それは竹内綱、林有壬、以上當知（憲政本党）三崎亀之助（奈川縣選出）であつた。林田はまたこの客を護衛して外務大臣官邸の前まで來ると二、三人の人影動いて及光一閃二番目の車に乗つてゐた竹内に斬りつけた。林田と壮士は斬ち扱いて駆け合ふうちに敵の人はいづくにか逃げたが林田の羽織には三寸ばかり血潮がついてゐた。林田は「何故我輩に護衛を命じたかは我輩の與り知る所でない」と怒はせ捩りに留つたものであるが、この事件後、憲政党からは竹内綱、片岡健吉、林有壬、三崎亀之助、小林信雄、福本誠等廿八名が脱党した。

天野若圓、大成會が提出した憲法第六十條に規定してある三個の議出（貴族院議、法律議、議務議）を廢除制限せんとする時は本院議決前に政府の同意を求むべし

といふ動議には替成者などは至先賛成演説をしてこの動議は百卅七票百八で成立し、衆議院は政府に同意を求めたが、憲法第六十七條に抵觸する部分に對して同意せぬことになつたので、豫算不成立の危機に直面されたが、結局は妥協折あつて政府は六百五十一万二千余円の削減に同意して豫算は辛くも成立した。實に奇々怪々なる一幕であつた。

この危機に臨んで山縣首相は伊東の智慧を借りたいと申し込んで

部八百四十六万七千余円、計八千六十三万八千余円である。昭和十五年度豫算が百五十五億に達するのと思ひ合はせると今昔の感に堪へぬものがある。

議會の分野は政府反對黨が過半數を占めてゐたから經費削減、民力休養を理由に約八百万円を削減しようとしたのである。豫算案が委員會から全院委員會に移されると山縣首相は「憲法第六十七條に基づく、議出の削減はあらかじめ政府の同意を得なければならぬ」と主張し、解散を以つて威嚇する一方政府反對黨の議員の議案に手を出したのである。

富時曾根書記官長の下で書記官であつた林田亀太郎（貴族、後の書記官長）が後年よく語つたところによると、一夜、曾根の官舎から出た三吾の人力車を數名の壮士と共に襲撃するやう命ぜられ、

府に同意を求めたが憲法第六十七條に抵觸する部分に對して同意せぬことになつたので、豫算不成立の危機に直面されたが、結局は妥協折あつて政府は六百五十一万二千余円の削減に同意して豫算は辛くも成立した。實に奇々怪々なる一幕であつた。

この危機に臨んで山縣首相は伊東の智慧を借りたいと申し込んで

る。伊東は

本問題に對する法理上の妥案は極めて簡単なり。曰く議會は廢除削減に關し同意を政府に求むるの議決をなすべし、これのみ。即ち議會が政府に對して同意を求むるの權利を有するは憲法の承認する處なり。而して憲法は政府の同意なくして議會が廢除削減するを許さず。——

議會は政府の同意を得べからざるを知りながら即ち違言すればその議決の法律上無効なるを知りながらこれに拘らず廢除削減をなし政府のこれに同意せざるに及んで政府が天下公衆の輿論に訴へんとするなるべし。——

要するに議會は未だ公然その政府の同意を求むるの議決をなさざるの間に於て喪め政府の意向を知り政府の同意を得ざるが如き動議を提出することを避け政府も亦議會の意向を察し、なるべくその意に從ふの方法をとらば以つて平穏無事の日に於て政府議會の關係に誤謬の跡を遺くることを得るに庶幾からんのみ。

伊東は政府と議會との衝突相通といふ極めて常識的方法を提示したのだが、それを正面から實行することは藩閥の政府と議會の關係では行はれ難いものであつた。そこで政府では陸奥農相の大臣の骨董で橋頭をとつて切り崩しと出かけたのである。

政黨の興、政府の敗は、議會政治の第一歩から躓く根を下したといへる。

要するにこの議會は議事に未經驗であつたのと、政府反對黨が過半數を占めたのと、政府側で權謀術數を事としたので波瀾重畳に不愉快な事態のみ多かつた。

以上の間における國家的事實は議事堂の焼失である。一月十九日夜半、衆議院の廊上から出火して貴族院が焼失した。放火説さへ出た、曾根書記官長は電話といふ報告をしたが、これがために電病が勃発した。

斯の如く第一回帝國議會は立憲政治の試驗期であるから、今日から思へば意外な波瀾を重ねて三月九日開院式を挙行した。アリアン人種以外に議院政治は通用出來ぬ」と悔りた歴代人を尻目に東洋の一島國に、兎にも角にも立憲政治が確立した事は確に驚異であつたと思ふ。

御宗五十年、國家内外の事情は一變して政黨は驚動し、政治新體制が嚇迫されようとしてゐる、過去を顧ひ、將來を慮る時に感慨無量である。（筆者は上から、陸奥農商務相（當時）初代衆議院議長中島信行、林田衆議院書記官（後の書記官長）＝筆者は本社政治部顧問伯爵 伊東治正

標原製

主人の好意を受けるけんきょくに、今のやうな
会を出すまで初めて、片付けるまでを指揮
したことを思ひ出す。上海を科学的に研究した
者のであつた。人々を始め来て活躍
するべきものだ。はんぱな品沖家の巨人である。
日本の研究者の
ことになつた

○福山元義（寿人）と云ふ人と、出盛井堂新流の関係で共
著日本樂方相談を贈られた。一流の日本
樂方を注解し且つ考証したものである。こんな就て
が、考証がいかるまで考へんとの楽方は支那の古
体を傳へん為の一法のようである。日本居ながらに
たい一面味のようなものである。自分が今文思あるを、自分が絶望
山況をきく時まで喜ぶ。えを頼んでいたは絶望中又

遂すべきものの能力である。

○大いく期待とかけられあるから早大の演劇部新設された故を
次号の造書とする。寄稿の件は断わる。昨の（十二月二日）正式に申
紹長まで寄稿と申込んで来た。自分は現物をもつが皆
はトウツ又一伝えるべき立場の評論の五篇位のようである
ことをうれしく思ふ。可なり他方のものがあり別に知る事の今方間の甚だ
得がたいかく新劇の寄稿で、演劇の幸とする。
出るる新聞の自分を支行関係がある五六ヶ月前ちゆう文学の報道
たつきあの四の事を自分を汲み来ることをかく自分をとをんで
安田を汲ふた時うそ三村清三郎の日新に同じの報道
を見て来たれ出かどうまあかく、自分のこのことを
見れば新聞をかるんが第一接待者を改めなければならぬ。接待者と

あるを、酒瀬一馬の手にて写し、北人の古版字本と就て考証とあり、安田の先
代の意にて、更に次の研究「日本の四字号を考証」とからめんとす
然るに、それは半金にて未だ結ず、安田美、殺後氏別れ、ポトロ
ンを送りたるに、その方代の文化とて、安田の四字号を放棄し
時に安田の名を以て称覇を競ひ、皆先代の命日を以て
もて北人九人弟子新造金を作るとの、今は忍ぶの事なるが、
現市主に於て迷惑を感ずるらしくもあり、之れを除かざれば迷
安田の迷惑のせんことを憂り、川瀬を通さの別れ三村氏を抱し
て同志の利用地をなすべしとあり、安田は川瀬を罪めることの
先は自分の出来面白くも弱点と吐くかく、予曰点と与れ見が実に
ちを保し、それ毎日百日の手をおぼえるべし千日と三年合三千
五百日を今後の研究費とも出でて下さいとあり其の承諾を得れ

榛原製

から、川瀬を抱き、悪い安田の四字号の利用地をつぶしやつて、それらひま
をつぶしたんへ、えんかつとあるの所定をやつて有り安田氏を川瀬、安田
実費として三千五百円安田の家から云へば、川瀬とあるとの
新つた、実の執筆から、川瀬と新しく変つて、其情があるのに、断り変つて
ある、其後三村の文の自ら氏を一ヶ月計りで報知を通知日数
作の比較、其後安田の家を造すべき去れと、新国を作るべきの
とを寄り合ける時、それ時なるを、初めて報知を与へること
云ひ、くく、いく、逆心せて安田の氏方法が立れぬ、どんなに早稲
安田の時、安田の分、吉初へ安田家を作るべき、貴方の出れけとも
早稲の全部早稲の方斜
が代へ、後へ、早稲の方保を社中氏の出れ安田人全代へて
本を作るべし大家らしかりさて、出来続とあるべし耳うし

見へもいや高くさし、山の姿なども或は忠を執るなさし
もち等やうとのもひ、無僧仲寄ゆとうるれが以上の注意で有る雅
かうべき寄附を減じて実現するものなり。

○本山豊安（出管理）氏と言へば、完全の遺品を編集し訓読を複
雑して頂戴されたが、これは近代に書き足されたものと考へられる
さりとてあるが、「こころよかるめるは」と首部を書きつけ
八則の訓読を例の俗表で書いてあるが、人と応接する情状を細
かく分けて考へる理由を書き言語を細かく平仮名で書いてあるが、そうして周囲の
ものであるが、「ものを」と言へば人は何でも変化を眼ひ目を送り、お兄と
言へば眼ひ、用ひるに人を口もあれば弱者、仮説をとるこ
所も使ひ分けるこつれば人をもって表情をみるが故の訓読である

標原製

と、人の感情を表現する動詞をもって人の心所を衝い
て表現するのは、そうくの世間を見ることが分り、法華経の
眼で人と交つれば、但し眼をもって何も言つて人の没
理を言へば、自然人の言語のアラも知れるかくも
七十則ものもうんと言う訓読が立ちどころに書けるのもあるか完
は角言葉をもつるの一技能であると思ふ。

○支那の篆形文字は後世のものとなるまでの間に今日まで
研究がつもり、太古の習慣や歴史を語ることあるべし、文字の研究
から太古の古代の知識を得る物個の資料となる、況や上田の陶器研究を
関する陶器に関する篆形文字が先の如く発見せらる
太古の西洋の五大陸の原始民族は見、酒器を使用し、その他
前の来朝の年頃の所作を形容する天日焼の土器に食を盛り
土鍋、壺等用いることは多くの人が知ることなれども
で居り、まだ人数の書達せしとも必ず然かるべき性質のもの
であるべし、況んや上代の乾燥の土器の存在を表せる漢字

そもそも最も古い器物を造ったのは
陶器である
陶器は「甕」即ち酒杯に成るも漢字も
瓶、磁、壺、瓷器
等その字の示す通りである
石器時代人は牛や山羊の角や貝殻を
飲む杯を「觴」と名付けたが次で石の杯を造り
作り昔物の昔を感じたが、次に沈澱の皿を造り、有力者は「玉」
即ち玉器を用ひ、最後に焼物の窯業が現れるに
進化の径路を物語って居る
建築用の壁れ瓦も造、或は土間に敷くタイルも
磚、塼、甎
のかくの時代の産物であるが
金属器の武力細工の器具に現れた鑄造の字が鑄の

橋原製

字であるから
陶器の原型である
「甕」即ち「ほとき」を於てやまず造りで
ある
土器、瓦器、木器、石器、銅器、
と変遷したと考へる
而し後世金属の変形を来たして
球形にした底部の稍扁平となる、上部は細き円筒形の口
頸を具備した流線式の器物、而してこの金の大なる
大形の水瓶のことを「缸」と言ひ、缸は
甕、瓶、瓶、甕
の四種の文字を用ひ、甕の、古名を「康瓠」と称し、「大甕」と
注してある、つまり「瓠」は「極大」の義であり康瓠即ち大金の

のことゝなる。次に「瓮」は不詳なれども、瓮と同義の文字なれば「合瓮の式」の瓮即ち瓮罕のことなるべく、二重球形の酒を入れる瓮罕でいうなれば、罕ち長柄球形の平瓮にして大きさ不詳の柄をもしんとあるべきなれば、小形のものなれば即ち「甕」である

雄紀の部祭器

特性六陶甕の器を用ひ

丟い瓮片ヲ以テ蓋トス

屋鰒ノ淀廣門ヲ動ミテ献ス

の祝詞を見ても平瓮形の瓦器は神饌を盛り、長柄の小形の瓮罕の杯を用ひると大瓶の中の酒を汲み、落髮の者に展酒する古式が文会に残存する。中四国地方

陶窯字古止作甸、外従勺象形、内従缶（略）也

とあるように、昔は焼物を意味するもの。尋く「甸の字」を用ひた。甸は今即ち包の意味と解釈の缶の字の結合によつて形成した文字で、詳説すれば瓮罕を泥で包む意味である。上代の正細豆大四陸の高坏は、瓮罕に泥を塗り、之を徐ろに外部から燻して焼締め、瓮瓶を製作し、而して之が缶の起原である。漸次人智の発達と共に、穴窯で土器を焼成する技術を考へても、尚依然として甸の字を使用して焼つた為、其後、常用の陶器に適した、山腹の傾斜地を利用して所謂「登り窯」を構造し一大量製造の可能となる及ぶに初めて「小卯」を表する「卓」の字を偏れ加へて「陶」の字を鑄造し使用する迄つゝのである。

焼物の窯を記す窯と窯と二様の漢字がある。私の考へでは窯が古字で、その字の形が穴の中で羊の丸焼を試みた代

の意味が、「六畜」のあるように支那の宣言は田宅畜牧
などの穴宣に多端を発したことが認められる（中略）この多数を
重ねた結果、待望は泥土を欲し、細微の粘着力を泥土
を集めて、之の水分を抜いて、そろそろ長く炒煎した後、初めて之
を利用することを覚えた。そこに長心を抽象した記念の言葉が
陶冶である。
（以外に陶冶、茶陶等の言葉は陶器から出た言葉が
なんか人為の美感をもって用いられている）
芋は羊が乾燥分析として大切な財産となっている。だから支那
の羊のカンダ字が美しいもの、「祥」のみきれいなものと知られる。
だから地の恵みとなった土地は羊のもっとも
好物

養、善、祥、美、洋
羊を従つて心なんの字がある

上田氏の支那の上代の事についての説をとりてある。
支那の上代史を従来は殆ど見ず、漢代の考古学上の新発見によって
始めてレコードの中の上代の考古学上の新発見によって
その紀元の必ずしも若干誕無稽でないことが証拠立てられる。
多分信じ難き説出する、北狄を指して夏人が支那の上古史はこれを
春秋の古代史に比べて遠く劣っていることを考えて居るのである
従来は金氏祭祀祝詞を殆ど唯一の書中間から見出せる
ものである
一　當天氏は土を凝ねて器物を作製することを教え

二 軒轅氏は紅土を以て土器を造り民に素焼
三 女媧氏は五色の石を煉り
四 神農氏は瓦を焼くことを始め、初めて容器「甕」を作り
五 堯帝の代に造瓦、盆、碗の数制定せる
六 黄帝は土を以て土器を作り
七 舜の時河濱壽邱窯を築き陶業を記す
尭の倫理は最也の表古学上の証明によりて確実なる事実在性を発見されてきた
尚ほ此外に支那の傳説に左の如きものがある
○辰敦氏は民の穴住生活を脱り衣を身に纏ふことを教へ
○有巢氏は穴居を高地に移し住居を構へることを教へ
○燧人氏は火の道を開く

榛原製

なほ前人七項と共に上代の考古資料となるものであることつけ加へる、

（十二月六日物生）

○「徳川幕長」と前れ列参し、宮殿補足ちゃ戈多の伝歌かあ
る、至理の言ちゃるものの内ちゃあると共に尾も亦尾左の伝歌の旨
る至理を含しとあり、

一、下に見んば我れまさりと思うて道ちゃ見ら天の高きを

一、我と高ぶる心捨てて大千世界さハるものろ

一、我という心の鬼が善ろうば行ちゃ神は内へ入らざる

一、世を足ぬは足るんまかやと世を足ちゃ世を足ぬ何ことをあけん

一、やあんなる善あをきて足ることをちんばつぐんの錦ろけり

一、一代の字未来なかぬんば我れ人ちゃん飯と汁ろう

一、為ちば成ち為さ為は成らあ成る業を成らあるを人は我が為

一、世の人ん慈を捨てちゃと勧めてあるちゃ捨ふ寺の住親

一、ちゃちゃ立ん困つと和天象と手当の勝手の人の世の中

一、進業し如屋とちゃちゃ釜の下畑刈りたやするけもりたやする

一、恥を知ん恥をかく恥は恥をかく恥れ過ぎる恥はあらじる

一、人ちゃき人の中ちゃ人をちゃき人とちゃ人人とちゃ人

一、法世をば為んの世爪と思くちゃ世は善さんちゃず

一、貧けを思く人を弱しと思ふちゃ貧の力の強きあろう

一、実かいちゃ病はちつぶく人は身が重ちゃる程のあろう

一、悪心のちゃ悪ちゃは誰ちゃちゃ悪ちゃ悪

一、外ちゃは未ち盗人に限ちゃ限ちゃ内の盗人

一、三毒を炊く飯ちゃくちゃ一思あちゃは未ちゃ世の中

一、貧かちゃ成ちゃ誰ちゃ迷ひけり美人とちゃる皮のちゃ

一、美に毒と悪ん毒ちゃ銭て世の人の心は自毒かちゃ

一、一口に取りち嘘もちゃ用に見くちゃ三味線かけちゃ鬼ちゃ

榛原製

一外からは手もつけられぬ要塞をかくして巣のいかに乱れ
一思ひ〳〵に思いつくれども世の中はまことに猫むかぬようなるけさ
一道中に立つの市人きりうまて殷はくいらぬ大和魂
一山川の澄まん流るゝ朽ち身を捨てることを活も滅もあれ
一海の間を花やいはもの誰も皆未だ枝葉の昔の朝露
一月ざらん茅をもとめ忘れとこそは心の張こゆるもうつろ
一四方あるとは思ふ心も紙幡よりはん界の吹かぬよりは
一はきだめの蓋の下にうつる芋ようるもあは乱れことをつきもあらけれ
一賢人の答る社に神はうつる心の内に祈りまつる
一頁けて勝つ心を知めや首引のかちなる人の作ることよ
一事なれば走るに任せそうもうるうる足らぬ事なるあけれ
一人にまけじにかちて我と立たず義理を立ふ男伊達うう

横原製

一面あかず太鼓ばかりかすまんの後足とうる胸のやすさよ
一さく花に遊ぶを見ぬ鳥だにはらことのみは思はさりけり
一あかるいおほ(大道)ちはゆうて岩角あるさうき山にまもる世の人
一今の世の人の門(道)に植ゑ豆もあさはしきかな紫陽の花
一語ることに人に語んば其人の語ることかり世の中
一大かたの世すて人ゝる心とよ花のもとに狐ゝうけり
一いつまでもいつまと思ふ命と金無しと思ふ命運と天四刻

日夏の長い生涯を振り返つて見て、誰人が見今の生活を眺めて考へる
ようと思つて、極めて卑俗である、三十五年以前の事は且くく
措く、此の頃の政治生活時代に、筆を執つて記者生活をする地方へも出て
みた、そんなこと昔の学校生活の親族の死亡などもうつかれ、そんなこと後

まちくべ、学ぶて二四ヶ宜禄を食むことのみ、只だく早稲田大学の
又修学のみにあり、自分の根性を早稲田大学の政治生活に
でも、運動をやりて生活に窮すれば、早大自立の礎の基礎
社会関係とならば、早稲田系の卵翼を抱く出版
新聞でも自分の経済と政治の実行の餘裕を生じたのは、北海の人々に
と関係しなくば、美千の土地家屋を維持出来ぬのも、其の為めなり、敢
て特筆をしたことはうの公道を荒業をやつたのも、矢張り餘裕
の賜物果たしあり、大学を奉仕学級に、美が経営生活を保
証したのでいろくの物と変興ありうることがあり、私中年金を獲典
とんに一事は、年千五百円と云ふ僅かの金が、美が為に使ってある、金
然非役とうてかく戎年、物を受て生活を補ふことを要望致
国ちや書意置道をを申し上げ度は十万円ろのんである

榛原製

がこん時早大のお蔭で道徳をやつたれば果て外ろうめ、毎月の家計も
国のお金を数千円使ひて得金をく、猶ほ武蔵の不動産を残し、現在
の土地家屋と義金お美地を為てみるのは、自分のぬき経済を計り、
放棄の身分として、意国想ふのまとこんが、時ろ早稲田の
お蔭で帰国を得ました。[illegible]自分の事業は国の刊行分文部
協会、日本国四ヶ所協会ちまちあるが、こんと等も皆早稲田の生活基礎をなれ事
業であって、更に事業は学問と関係がありて、早大を離れた人は何も無いと云
ふてもよろしい。

後人で興味を覚えるのが退官後まとめた録を此の三四のうち
全部手管したものの中一冊の一である。
尚佐々木教授寄稿と語る二稿を基礎資料として、新体
制まかなみ作品の五年誌を編み前島男の郵政行政をつゞく
改訂第六号掲載した。
北外「徳川幕城後」中村庄一午時さを埋め」「早大の開校
時を顧みて」「成瀬女子大の校舎を想ふ」なども皆庵中
に書いたものである。切り抜は此の冊の前半に収めてある
鈴木牧之の化金抄の一稿を寄せてなほこゝに記しておきたい。
中村敬宇先生を陽明の一学者として「望」を掲げる
以上と新くまと十篇対りとなるが、えんが茅庵の学徒執筆した活
で、一冊活刊の為まとめるものである。

○高崎の有義なる退官なり、とくに殺し処四友やに人をいろいろ思い出しても書きもつけて、五十人計の由あり、此等のうちのおもうれをなすして殺し此人も少数あるが九分方りは名をもさぬ内の殺して皆世の中を忘れんとあるが、其中なる交りは親疎さまざまに成り、自分なる忘れ難い交際のある人数少なくらい。先づ其の人名を左の如くもてる、思い出るまゝ記そう

大島久満次　桂秀馬　小坂駒三郎
木村桑太郎　佐藤伊助　山本知士
滝谷慥爾　濱田弘　三浦力太郎
義川河記　義山銀太郎　小倉鎮雄
小崎懋　佐藤惣一　近藤弟吉

榛原製

高橋耕雲　小川為次郎
吉田鎮三　梅浦精一
吉田良三　斎藤豊吉
鈴木溪　山賀彩太郎
日高文未　高橋捨吉
小林豊太郎　大谷木倚平
吉田忠三郎　足田新次郎
山田穀城　古橋包正
中井吉太郎　大石理図
小田島孝太郎　本間盛亨
梅村らん　長谷露石
江木哀　浅田決
小川治兵衛　早川早治
下瀬雅允　坂上五十名

以上に述べ、商家と自分の交流をもきらうこと、大島は薩摩の氏政長宣と号し、大学と法科とを学び、長崎に学び、石山の家と山の命もあるが、故郷で新発達と帰り、若侯の癖に石山家び酒を飲むのを石山の島は去ぬ、自分と共に吟ぜられること再三あるべし、自分のいつも大島は豪放の男であるべし、木村の大島の妹を妻にしたが、石山の門生で、三田村今を起し家屋の豪奢を尽くす業をし、頻るオ気があり、石山田家と氏男が始終親密したので、いつも眠いつれ、後ろ盾あの系の出、新今社を経営し、満谷と義門は共に法学士で自分の教授時代共学者いの五人であれ、義門は後村松の人で後の京都の裁判官であるが、自分の最後の迎えの人は京都で、満谷は伯父の人で石山法律事務所あて、石山を助け、故郷の勝向義者とあるうも

横原製

子であるが、石極おもろい人物であるが、世を騒いだ高橋は悲惨の死を遂げた。小崎懋は伯父の人で蓋のと郷に行を作り、自分が行政官の記者時代、義手が自分と扶けた後、石油業を経営し、成功をされた。桂義馬は伯父の人で行政官校時代の同窓で、古田鎮三とともに三人三巴とうつて普席を争ふた競争者であれ、後に高田者の侍醫となり、自分は度々代表した。吉田鎮三は伯父校時の養子のおじであれ、同定時代の交りで後ろに二回も遇ふ様なかろう、却つて共に良三と石山事務に交つた。伯父伊助は村上の豪家で、投票した衆議院議員であるが、飲みあかしたとも言ふ。

敬し、伯父は陸奥宗光の五伯の人で岩崎家の財産管理人として行政官で、自分の交へしのち、後に家次郎が大日本国紙に行政

へ来た時相提携して策動した関係のある、学れ酒敬であった。最
山銀方面は村上の人で自分の選挙を為すべき所謂自分と協
助して村上に出張してくれた西極度の人物であった。最山の性格
は実に沈着の紀者で、主義は佐藤特一であった、北人は今度出来て佐
藤得本の長子である、彼は社会主義の為め政治的に活動した。
主義の為めに極度であったから社運が振いそうなかった。
小坂氏は三年を記物の人で廣瀬氏出身で言田の中学の教頭であった。
自分は高田藩の主義を同じくして交った。後に上京して
市内通信社の社員となり竹村を助けたが、双方共に後援する
持ちであった。山本氏は校長で大沼に社員の最初の身を寄せて
あれ、藤田は五萬円の金を早大に寄附されたる北男であったが、忽
ち藤田が破産したので、自分が活動する基金の除去

八月頃に関係がある彼に学生仕事を自殺した。三浦力太郎
は新潟の者で後に横浜の丸田商会に入り一生
を終った。大会演説会の時に自分の選挙を為した。
それは大の大酒で不相応を以て活動した時に大酒まで出うけも善変したこと
もある後に横浜で丸田商会の事業に出たが娘が医師と結
ばれたが後横浜に早く死した。明治の末年の
人であった。近衛兵出身は内務省の校師で新潟の私立に在
る間傍観した。自分は此を以て活動した。村上出身
で北人の父が自分が新潟商業校の校長であった
高橋耕雲は上京家に仕へたが医家であった後に家教を仕へ主人
に待して家を去り、志賀と共に高崎と殺した。自分が新潟の弘業会
三浦号を出した時、高橋の家は彼の真面目であった。

ハルことを思い出す。下瀬雅允は日本の爆薬発明者として名高いが、自分は此人に子弟を托したことがあるので大変交つたが、青酒を飲者を倒す人であつた。小河滋次郎も早大の校友で監獄学の第一人で政府で早く警保局長を勤め、晩年大阪の市役所の勤めであつたが、後に自分を先輩として敬した。彼の人情味が厚かつた。彼の伝物人情あるが、元来は京都の人で、故郷は福井県の人で、福井県の人は早く英学を修めて官吏の校が設けられた。一等巡査として活躍の者が多く、官校でも教鞭があつた。自分の友達であつたのは、福井県の人で、福井県の人は推薦されたので訪ねたことがあるが、彼は官吏時代は自分の年輩が低いので若かく出来ないと言はれた。

大谷木備一郎氏は江木衷、馬場恒吾氏の人とは法科生の

榛原製

の人で大谷木、高橋、江木は皆弁護士として一時名声を博した。自分等は自分の記者時代に新聞を通じて来た関係から、自分の上京した時分、大谷木氏は丁度新聞の社説を書いた時、自分は後輩の卵時代を抜き酒を飲んでいた。大谷木氏は英語を校時代の名士で、面白い人物で、英語を学ぶことを思い出す。江木氏は閣僚と呼ばれ、馬場恒吾氏は司法官として名声を博した。馬場恒吾氏は長く極東として活躍した。山崎彦太郎は仙台の人で、福井県人で、福井県出身で早くから英語を学ぶ。生涯親交を続けた。後に内務大臣に推されて一生懸命に尽した。今日あるのは、三年は学生と称し、卵人であつたが、自分は大阪の人で、日露の戦争の支度に捨て上げ、東京に居らしめ早大国に於て事務を

勢る信ず、常に印刻に没頭し技大いに進み、中年に到りて遂に本
の人で田山大王の門人であった。而して落霞石は大坂の玩具問屋の主人
で俳諧を善くし趣味の人であった。大坂の北人の長と称されていう
くの書の意をもれることがあるが、あの方の終生今の四人であった。技元
長底は芝居の人で芸者を妻にし、自分が方のかるた和中
新しいものを北者を愛し雪中山家集、次、今は技元。
自分は数月あまりで日高に帰られ、後改正の主義
をとられが、早く死んだ。石井宮は白家と称し、余の頃
新しい時代試験の上入社せしめた人であった。記者もまた此の
敷衍力を有してあれ、後実業界の本社の主者となり、動して新
新聞の勝ってあるし、後実業界の日本社を興つて没した。浅田
決柏村氏は其に新聞の前業の主であり柏村氏は余の新

榛原製

沙汰は時代の酒徒交在であった。後に宮内省の侍従となった其後
の事を知らず、浅田決を自分が新聞の主筆
迄であった。此が北人の創の経営家庭家の孤
を論ずる（備前手枕の手）。流水しかと家庭の挿話を残してある
大石理田は長く日星丸に奉仕し、芸者の妻を娶り信徒と
称した。自分の芸者は妻を北人が接近をもって、北人はもと俳諧をもって
北人の俳句に、山田教城を伴って出身した。文
章を長くし新体の和歌が得意であった。自分の
法話者は法華宗の主者）。明治を経て
新宮の社長であった時、自分は其の主筆であった。北人は戒底の法身の師匠
新原と来た人で（後国会議員）あった。北人の長男一郎は外務大臣となった。中井
長太郎は新聞に居ると一番大きな人であった。自分の浅草と入社の頃新聞

しあれが記臭がそこいろ〳〵考案を劃したり、考えびちゃくれ後の
朝鮮で数年を送り四名を為すまでの後つれ北人錦城の弟にて
元治小田時元大名は芝田と奏錦と云人ひあれが引上げて来京と共
に一時五きゝん徒者ひ北人性者と弟し仏師趣味があり、只の者
品の義所は筆を手まり悩し新の余り年長ひ迄仏弟し。冊後京来
は本名大の前身開成の校に二人び五人の生徒ひあるが無
後悔遊学を行ふ時共畢まり新撰とやる者は自由堂の後神
挙げた数田錦きをけつれこともあるが実は姻戚関係で晩年は
国学と交つて、切角学んだ田食にくまんも終つて、横笛除
本部を金の島の時の良人ひ自分の遊学無為良後をして大幹
があつた学つもあ、後悔を送り次に其後大幹子
洲独自と者と田辺久和が自分とさき後悔と立て吉崎れ遊

複原製

学戦の隊位が断やく新しあれ結果と孔子と、田辺は俳名を時
自雲と云ひを俳諧を美くしれ、自分ちと年長ひあるが、吉田学
の記者時代は女侍自己と云が記者の西と長れ、北人は日比谷
仏国法律学校ひ アウベ■ん れ学びたる学場もあるが、ある年
九州ちゃうと無為旅行をやつて無ちゃ帰京田こ帰つれのひ一夜
枕を並べて女の旅行談をやつれことがある。小川為次郎は京学と
最初は留学に行くと北人ひ学ぶ一枕ひ早大の倉前身東京専門学校の新聞
とちゃんとあるが元新聞の関係ひ米国と海の九ともあるが晩年は安田系の
新聞社ひ投じ大阪の日文者の論説ちゃうと一生を終つれが文部の古書を
蒐集ひと蛟文、文ひは京都の医科と勤めてあるが、早川、柳田の二人は
共に早稲田の法科出身ひある。早川は弁護士ちゃう、柳田は来て開業して
九ことがある。北人は後年家ひ執刑官ちゃう。田秋海の義操

別荘を設計したこともあり、羽田空港の仕事が、畢竟自分の生涯の事業の中心となる機縁を作ったと言ってよい。

第護士試験を受験する決意をしたのは、後年、貴族院議員に選挙された時、自分の秘書官として長年の長きに亘って、初めは清水の仕事の為の海外出張したこともあった。晩年は家庭の事情の為の海外出張したこともあった。

久保扶桑氏、明治の初期の新聞紙の記者の時、山田氏が共の芳賀矢一氏の紹介で入り、後久保は自分三井家に入り、後の趣味で岩崎家と浦賀ドックの株式の取扱の為の関係を結んだ。田舎の建築を指図したこと

が多いが、竜海寺の建物を作ることが、あるとも、後年は竜海の建物の建築の為の関係を結んだ。

別荘の建築を指図したことが、面白い人物で自分も面白い人物で交つた。

丸が岡山が、高山五郎の妹さんおくめとの縁があって、鈴木溪を嫁し、長人がいやうなる、女婿を迎へ、

本郷の世話、婦人の監督として一生を送った。これ、新しい女の魁

ハリプ、やつぱり強くしい人であつた。鈴木溪と高山は、婦人を

賛したのだ。

以上、本人ばかり書いても、交つた人々は皆、早く逝かれて、

市の住地に近い人々も多くあるが、大抵の人々は世を終

つた。人物の交つた人は、早稲田の関係の人は、逸話は、早稲田と小説

を書いたり、他の交際を、新聞、他の逸話を、扱ったり、

上の人々は、自分の、新聞を、住宅、面々、世間を、知る、知

九月の人々が多数であるが、まだ考へんばいくらかこの程度の人七ちと思ふが、思ひ出のまゝ無駄な位あを出きつく

とゝる

（十二月十八日記）

櫻原製

大政翼賛會實踐要綱

（大政翼賛會の實踐要綱は近衛總裁の諮詢を經て十四日午後七時正式に決定の上左の如く發表された）

今や世界の歴史的轉換期に直面し、八紘一宇の顯現を國是とする皇國は、一億一心全能力を擧げて、天皇に歸一し奉り、物心一如の國家體制を確立し、もつて光輝ある世界の道義的指導者たらんとす。

こゝに本會は、互助相誡、皇國臣民たるの自覚に徹し、率先して國民の振進力となり、つねに政府と表裏一體協力の關係に立ち、上意下達、下情上通を圖り、もつて高度國防國家體制の實現に努む、左にその實踐要綱を提唱す

一、臣道の實踐に挺身す　即ち、無上絶對普遍的眞理の顯現たる國體を信仰し、歴代祖勅を奉體し、職分奉公の誠をいたし、ひたすら惟神の大道を顯揚す

二、大東亞共榮圏の建設に協力す　即ち、大東亞の共榮體制を完遍し、その興隆をはかるとともに、進んで世界新秩序の確立に努む

三、翼賛政治體制の建設に協力す　即ち、經濟・文化・生活を翼賛精神に國一し、强力なる綜合的翼賛政治體制の確立に努む

四、翼賛經濟體制の建設に協力す　即ち、創意と能力と科學を最高度に發揮し、翼賛精神に基く綜合的計畫經濟を確立し、以て生産の飛躍的增强を圖り大東亞における自給自足經濟の完成に努む

五、文化新體制の建設に協力す　即ち國體精神に基き雄渾・高雅・明朗にして科學性ある新日本文化を育成し、内は民族精神を振起し、外は大東亞文化の昂揚に努む

六、生活新體制の建設に協力す　即ち翼賛理念に基き、新時代を推進する理想と氣魄を養ひ、忠孝一本、國民挙く一家族の成員として國家理想に結集すべき科學性ある生活體制の樹立に努む

抽象的ながら性格を明示

實踐要綱の決定まで

翼賛會の實踐要綱は十四日夕刻、本欄りとなつて発表されたがこれが決定に到るまでの經緯は翼賛會の性格を明瞭に描き出してゐる、即ち新体制運動は官僚初に立脚されたが議は翼賛會獨自の立場からする實踐要綱であつて去る九月十三日の翼賛會結會式の席上、近衛總裁の聲明と共に発表される筈であつた、ところが近衛總裁は翼賛運動は臣道實踐の運動であるべきであり從つてその推進機関たる翼賛會も一國一黨的なものでないと同時に、政府と表裏一体の関係に在つて常にこれに協力すべきものであつて翼賛會が政府と別個の政策を掲げるやうなことがあつてはならないとの信念から発會式における発表を取りやめ、臣道實踐の必要を強調したのであつた

爾來滿三ケ月、翼賛會の具体的目標を明示すべき實踐要綱は翼賛會の法的性格の問題とからんで長い陣痛状態が續いた

愛に逐ふ全國民にはつきりした指標を與へるためにも實踐要綱に具体的な政策を盛れとの聲が中央に反映し最近の高任總務會において もこの意見が支配的であるかに見えて來た、しかし近衛總裁は翼賛會の有力幹部は

翼賛會は飽くまでも政府の基本國策に協力すべき憲法上の機能を掲げるために、翼賛運動の先頭に立つものは國政の權能にある内閣であつて、翼賛會はこれを助けこれに協力するものでなければならぬ、この觀点よりすれば會の實踐綱領は政府が既に掲げた基本國策のいはゞ標榜に過ぎず、國民の聖戦する具体策の明示が出來ぬかも知れぬがやむを得ないとの結論に到達したのである、この意味で決定した實踐要綱は非常に抽象的なものではあるけれども一、前提に『政府と表裏一体協力の関係に立ち』と會の性格を規定し『上意下達・下情上通を圖り』と會の機能を明確にし『品度國防國家体制の實現に務む』と政府の基本國策と同一の目標を明示したほか

一、第一項臣道の實踐は會員自ら『挺身す』るが第二項以下、國策と基調を同じくする五項目の政綱は飽くまで政府に『協力』しその『確立完成に努む』るとはつきり規定し、翼賛會が政府と別個の政策を掲げるものでないことを強調した

一、殊に近衛總裁は第一項に『職分奉公の誠をいたし』第三項に『綜合的』『翼賛』政治体制、第四項に『翼賛精神に基く』第六項に『翼賛理念に基き』『忠孝一本』『科學性ある』生活体制云々と綱上の所信を強調すべき字句を挿入してゐる

普選の精神改變
政治思想再建へ
家族制度の長所發揮

選擧制改正
今日の解説

近年曲折を見た衆議院議員選擧制度改正は六日の解議でわが國選擧制度史上劃期的な改正案を決定し、直ちに法制化した上樞密院の御諮詢を奉請今議會に政府提出法律案として提案することになつた

最初の選擧法は明治廿二年憲法と同時に公布せられたが、その後所謂時代狀態の變遷に應じて、明治卅三年、大正八年及び大正十四年に根本的に改正せられた、ことに大正十四年の普選は議會主義の全盛期における歴史的改正であつた、更に昭和九年若干の修正を見てそのまゝ現行法となつてゐるのであるが

今回政府が企圖してゐる改正は現行法を形式的、實質的に根本から改めんとするばかりでなく、選擧法に盛られた選擧の自由主義思想、平等主義、輝師をその基底から改變、政治思想の再建を指向するとともに、わが國家族制度を維持し、その長所發揮の輝師を盛つたものとして重大なる意義をもつものである、改正要綱の内容について說明して見るならば

選擧區制　現行の制度は中選擧區制で全國を百廿二の中選擧區に分ち人口十二万につき一人の割合で議員を配當、定員二人の區五十三、四人區卅八、五人區卅一、議員定數四百六十六となつてゐるが、選擧區が小さい為收、情實に有利となり、地方代表的色彩が強く選擧の公正と有能の人物を得られないといふ觀念から原則として一府縣一區の大選擧區制とし、特に東京、大阪、北海道、愛知、兵庫、福岡などの大府縣は數區とするとになつた

議員定數　議員は本來地方代表のみのものでなく國政參與の權能を有するものであることを要する、人口增加が必ずしも議員定數を增加する理由とならず除に實質議會會員の運用によつて各般の政策にも議會提出問に參畫の途がある、のでこの要議會の品位と能率向上の意味から現行四百六十六名の定員を三百名程度に減員せんとしたがこの數字には根據があるわけでもないので彈力性を殘し今後慎重に研究することになつたが、議會局方面では四百名を謂るまいとしてゐるやうだ

選擧資格　從來は選擧權、被選擧權と一種の權利の如き感をもつてゐたが、權利の思想に誤り傳へられることは實質選擧を誤るものであるとし、選擧資格、被選擧資格とし、選擧資格を滿廿五歲以上の男子たる戶主にこれを認め、但し兵役を了したる者については戶主たると家族たるを問はず廿五歲以上の男子ならば資格を認めるといふ新期的な制度を設けることになつた、その思想はわが國家族制度の維持を目的としたもので、軍部にも右翼方面にも強力な支持があつた、

選擧權　政府部内には、戶主制にすると却つて分家を助成し家族制度の美風を破壞する結果となる上に、選擧權に革新性を注入することも困難になり、依然として權勢力のみを保護することになると、一應反對論があつたが、首相の説明は戶主制を採用することになつた、戶主制のほか世帶主に資格を認めよといふ意見もあつたが、その思想が唯物的であるとの理由で採用に至らなかつた

戶主といふのは戶籍上の戶主であるから廿五歲に達した戶主の長男は資格が無く、次男以下は分家によつて資格を得る途はある、兵役を了したる者に戶主たると如何を問はず資格を認めることになつたのは名譽ある兵役終了者に對する國家の恩典と解して非常な英斷であるが、その兵役を了したる者の範圍は現役の義務を了したる者と解されてゐるやうであるが、この點は今後陸海軍と内務省との間で具體的に範圍を決定することになるであらう、選擧資格を戶主とすることになると、現行法による有選擧資格者千四百万は相當數を減ずることは明瞭である、被選擧資格は現行法通り戶主たると家族たるとを問はず認めてゐる

候補者の推薦　自由立候補制を廢し推薦候補制とした理由は實質選擧の性格を明瞭にし出たい者よりも出てもらひたい人を出さねばならぬといふ觀念に選擧理念を結びつけたものである、それによつて立派な議員を選擧民の責任において選ぶ仕組とするため、同一選擧區内に選擧人から人以上の連署をもつて推薦申出をなす、この協議會は選擧資格を有する五人以内に文書をもつて勸誘參加を求めて構成する、協議會の構成は法規上の手續を踏めば自由に構成することが出來るが、その結果候補者亂立の虞れがあるので、これを防止するため、協議會の推薦申出までは自由であるが、その推薦協議會には選擧運動をなさんとするときは候補者もしくは選擧事務長から供託金の額を現行の二千円とするか三千円に引上ぐるかは今後檢討して決められるであらう

開票手續　從來は市町村毎に投票を集め、これを開票所に送致、開票に當つては市町村毎に投票を點檢することになつてゐるが、これは候補者に自己に投票せしもの、所在數を知らしめ地盤的壓迫を伴ふのでこれを混同開票制とし開票に當つては市町村毎の點檢を止めることになつた

選擧運動と費用　現行法によると、第三者がある候補者のために推薦狀、演說依頼をすることが禁ぜられてゐたが、これを緩和し第三者運動に自由性を認める一方第三者が行ふ推薦狀、演說に要する費用はその第三者の自弁とする、自己が議員候補者として推薦せられんがために一切の依頼行爲は推薦制の本旨に反するものとして禁止する外選擧運動費用の制限額は相當程度引下げる

選擧公營　推薦演說費場の公營範圍候補者の氏名を市町村所に掲示の公營を行ふ制度をさらに徹底化行制度による無料郵費が多額に要するのを止することになつた

連坐制强化　務長が買收をなしたる當選は無効となる人がその事務長の監督の注意をなしたる

二月魚

役人の時間

◇數年前に次官會議で「いまでなつた一時間」もいつの間にか忘られてしまつた、役所に冬の動務時間について一言するも

選の精神改變
治思想再建へ
家族制度の長所發揮

正余曲折を見た衆議院議員選擧制度改正は六日の閣議でわが國選擧制度史上劃期的な改正要綱を決定し、直ちに法制化した上衆議院の即解散を豪語した

正であつた、更に昭和九年若干の修正を見てそのまゝ現行法となつてゐるのであるが

今回政府が企圖してゐる改正は現行法を形式的、實質的に根本から改めんとするばかりでなく、選擧法に盛られた選擧の自由主義思想、平等主義精神をその基底から改造政治思想の再建を指標するとともに、わが國家族制度を維持し、その長所淳風の精神を盛つたものとして重大なる意義をもつものである、改正要綱の内容について說明して見るならば

選擧區制 選擧區制で全國を百廿二の中選擧區に分ち人口十二万につき一人の割合で議員を配當、定員三人の區五十三、四人區卅八、五人區卅一、議員定數四百六十六となつてゐるが、選擧區が小さいと牧、情實に有利となり、地方代表的色彩が強く選擧の公正と有能の人物を得られないといふ觀念から原則として一府縣一區の大選擧區制とし、特に東京、大阪、北海道、愛知、兵庫、福岡などの大府縣は數區とするとになつた

議員定數 議員は本來地方代表のみのものでなく國政參畫の參與を有するものであることを要する、人口增加が必ずしも議員定數を增加する理由とならず殊に實質會議會局の運用によつて各般の政策にも議會提出前に參畫の途があるのでこの際議會の品位と能率向上の意味から現行四百六十六名の定員を三百名程度に減員せんとしたがこの數字には根據があるわけでもないので彈力性を殘し今後慎重に研究することになつたが、議會局方面では四百名を、内務省では三百五十名を謳るまいとしてゐるやうだ

選擧資格 從來は選擧權と一種の權利の如き感をもつてゐたが、權利の思想に誤り傳へられることは實質選擧を誤るものであるとし、選擧資格、被選擧資格とし、選擧資格を滿廿五歳以上の男子たる戶主にこれを認め、但し兵役を了したる者については戶主たると家族たるを問はず廿五歳以上の男子ならば資格を認めるといふ劃期的な制度を設けることになつた、その思想はわが國家族制度の維持を目的としたもので、軍部にも右實方面にも強力な支持があつた、實質會、政府部内には、戶主制にすると却つて分家を助成し家族制度の美風を後壞する結果となる上に、實質議會に革新性を注入することも困難になり、依然として藩勢力のみを保護することになると、一應反對義があつたが、首相の統帥は戶主制を採用することになつた、戶主制のほか世帯主に資格を認めよといふ意見もあつたが、その思想が唯物的であるとの理由で採用に至らなかつた

戶主といふのは戶籍上の戶主であるから廿五歳に達した名目上の長男は資格が無く、次男以下は分家によつて資格を得る途はある、兵役を了したる者に戶主たると如何を問はず資格を認めることになつたのは名譽ある兵役終了者に對する國家の恩典と解して非常な英斷であるが、その兵役を了したる者の範圍は現役の義務を了したる者と解されてゐるやうであるが、この點は今後陸海軍と內務省との間で具體的に範圍を決定することになるであらう、選擧資格を戶主と兵役を了したる者に限定することになると、現行法による有選擧資格者千四百万は相當數を減ずることは明瞭である、被選擧資格は現行法通り戶主たると家族たるを問はず認めてゐる

候補者の推薦 自由立候補制を廢し推薦候補制とした理由は實質選擧の弊害を明瞭にし出たい者よりも出てもらひたい人を出さねばならぬといふ觀念に選擧理念を結びつけたものである、それによつて立派な議員を選擧民の責任において選ぶ仕組とするため、同一選擧區内に選擧人からなる候補者推薦協議會を設けこれで候補者を詮衡し選擧人冊を有する五人以内の發起人が、選擧人五十人以内に文書をもつて勸誘參加を求めて構成する、協議會の構成は法規上の手續を踏めば自由に構成することが出來るが、その結果候補者乱立の虞れがあるので、これを防止するため、協議會の推薦決議までは自由であるが、その推薦協議會に選擧運動をなさんとするときには、候補者もしくは選擧事務長から供託金の額を現行の二千円とするか三千円に引上げるかは今後檢討して決められるであらう

開票手續 從來は市町村毎に投票を集め、これを開票所に送致、開票に當つては市町村毎に投票を點檢することになつてゐるが、これは候補者に自己に投票せしものゝ所在數を知らしめ地盤的際情を伴ふのでこれを混同開票制とし開票に當つては市町村毎の點檢を止めることになつた

選擧運動と費用 現行法によると、第三者がある候補者のために推薦狀、演說依頼をすることが禁ぜられてゐたが、これを義和し第三者運動を自由性を認める一方第三者が行ふ推薦狀、演說に要する費用はその第三者の自弁とする、自己が議員候補者として推薦せられんがために要する一切の依頼行爲は推薦制の本旨に反するものとして禁止する外選擧運動費用の制限額は相當程度引下げることになつた

選擧公營 推薦文を選擧公報に掲載せしめ演說會場の公營範圍を擴大議員候補者の氏名を市町村一定の場所に掲示の公營を行ふなど現行制度をさらに徹底化するが、現行制度による無料郵便制度は國費が多額に要するのでこれを廢止することになつた

連坐制强化 現行法によれば選擧事務長が買收をなしたるときはその當選は無効となる、但し當選人がその事務長の監督につき相當の注意をなしたるときはこの限りでないことになつてゐるが、今次改正においてはその但書の規定を削除、如何なる場合においても事務長の買收行爲は當選人の當選を無効ならしめるほか、選擧事務長またはその職務を行ふ者が費用超過支出の罪により刑に處せられたとき、また當然、當該當選人の當選を無効とすることになつた

朝鮮物動計畫
近く企畫院と折衝

【京城發】朝鮮の物動計畫案は去る四日の總督府企畫委員會で最終

角三点
役人の時間

◇數年前に次官會議の議題にまでなつた『夏季時間』もいつの間にか忘れられてしまつたが、その反對に冬の勤務時間について一言するものである。

◇諸官廳や大部分の會社は四月から十月末までは午前八時開始の午後四時終了となつてゐるが、十一月の聲をきくや午前九時開始となり、民衆の迷惑は甚大である。役人はこれを役得位に心得てゐるかも知れないが、この人的資源不足の際には、もう少し

して能率の増してもらひたい。戰士には寒暑だからとて一日の能率を減じない。同様である。

◇かゝる問題役人はよく夜學くなるか

御物の琵琶と園公

侯爵時代に正倉院で試奏

正倉院御物の一般拝観は未曾有の盛況を呈に與へて終つたし、西園寺公は九十二歳の大年齢を終へて國葬が行はれようとしてゐる時、昔から琵琶がお家の藝術であつた西園寺公とて、正倉院御物の琵琶の音色を試した唯一人であつたと云ふ因縁話が浮び上つてゐる、然もこの話は、奈良の正倉院で琵琶を試す公の姿のスケッチまで伴つてゐる——

西園寺公が正倉院を拝觀したのは後にも先にも明治三十六年十一月十日から十三日までの三日間、唯一回きり、公は當時政友會總裁だつたが、丁度この時故山縣有朋公も期せずして正倉院を拝觀してゐる、當時の御書（正倉院）の拝觀は非常に厳重を極めて一人々々勅許を仰いだ人だけに限られてゐたものだ、拝觀のため來會した公（當時は侯爵だつた）は旅順菊水へ泊り、第一日は雨天だつたので翌十一日から十三日まで三日間現在の帝室博物館列品陳列長溝口頼次郎氏の案内で拝觀した

兩陛下より靈前へ果物下賜　天皇、皇后兩陛下には二千四百圓去した西園寺公爵公の靈前へ果物一籠下賜の御沙汰あらせられ、廿七日御使をもつて興津坐漁荘の同公靈前に供へしめられた、又同時に遺族に對し御料理を下賜あらせられ、皇太后陛下にも御同樣御品を賜はしめられた

正倉院御物の琵琶を弾く西園寺侯爵　溝口チツケス氏

さんは御倉の樂器に非常に興味を持ち、丁度公の眼前に對し特にお許しがあつたので、琵琶を棚から取り出して北倉の縁で糸をかきならし千數百年前の幽玄な音を試みたのだつた

古い〳〵琵琶の家柄を嘗め、若年の頃には高貴の方の御前で琵琶を奏したこともある西園寺公のその時の姿を見てゐた溝口氏はおほどかと云ふか、寛容な態度で糸を試す西園寺さんが余りに立派な圖になつてゐたので……息はずノートにスケッチしておいたのが、今度正倉院の特別拝觀を終へた日、同氏の書齋の隅から発見されたのである、また溝口氏の當時の日記には

——鐘針盤の樣にひつくり返しても常に香爐が水平を保つてゐる薬爐を見て西園寺侯は露き英國の女王を軍艦にお乘せする時、艦内の御座が揺れない樣に工夫した方法か、これと同じでこの時代に既に我が國にあつたとは驚く

と書いてある、拝觀中途で時雨が來て遽へに來た人力車に傘が無く小使にボロ〳〵の傘を借りて車上悠然歸つた公の姿も余りの珍圖だからスケッチした、等々溝口氏の想出は公の亡き今日特に感慨深く浮び出て來るのである

米穀賣買の沿革

——地方經濟史料——

阪口仁一郎先生遺稿

二八

「取引所沿革史編纂のため資料を相當蒐めてありますが未だ着手する迄には至りません、米の集散地としての新潟が經濟的に米〻密接な關係のあつた事は勿論、港の發展が云々される昨今斯ふした資料によつて過去を偲ぶのも意義ある事と思ひます、米會所以前の資料が乏しいのは殘念ですがこれは五峰先生の遺稿が取引所の書庫に殘されて居つたのです、地方經濟史の一資料として甚だ興味あるものでせう」（新潟株式取引所理事廣宮完止氏談）

新潟に米穀賣買公會所の起りたるは享保八九年の頃なり、一は賣場といひ、在宿仲買の集會所にして、一は買場といふ。問屋手代の集會所なり、當時問屋は諸國の船舶を引附けて買に立ち、在宿は近郷の米主を引受けて賣に立ち、賣買の實權は全く兩者の手に在りたるが故なり、然れども賣場買場と分立するときは交互往來して相手を求めざるべからず、不便尠からざれば寛政三年頃に至り兩場を合し改めて相場所といへり。

相場所は唯米商人輩の取引のみならず後世には諸藩の拂米も相場所を經ることゝなれり、明治の初までは新發田、長岡、村上、會津、高崎の諸藩に倉庫を建設し多きものは五六萬俵、少きものも五千俵の租米を貯藏し置き、機を見て或ひは江戸、大阪に輸送し或ひは直ちに港内に於て拂下を爲したり、之を御米又は御札米といふ、拂下の方法は先づ相場所に掲示し日限を定めて入札せしむ、手形一枚を五百俵とし約定の日、百俵毎に一兩（後には二三兩より五兩に至る）の手金を收め約定後五日（新發田藩は十二日）に至り一割の差金を徴し、受渡の期日に至り殘代金を取引す、其受渡期日は各藩一定ならず、又時としては買人の請求により期日を伸縮することあれど豫定の期日より後るゝときは惡米差換減桝繼足を許さざる例なり。

米穀賣買の沿革

―地方經濟史料―

阪口仁一郎先生遺稿

「取引所沿革史編纂のため資料を相當蒐めてありますが未だ着手する迄には至りません、米の集散地としての新潟が經濟的に米と密接な關係のあつた事は勿論、港の發展が云々される昨今斯ふした資料によつて過去を偲ぶのも意義ある事と思ひます、米會所以前の資料が乏しいのは殘念ですがこれは五峰先生の遺稿が取引所の書庫に殘されて居つたのです、地方經濟史の一資料として甚だ興味あるものでせう」(新潟株式取引所理事藤宮完止氏談)

新潟に米穀賣買公會所の起りたるは享保八九年の頃なり、一は賣場といひ、在宿仲買の集會所にして、一は買場といふ。問屋手代の集會所なり、當時問屋は諸國の船舶を引附けて買に立ち、在宿は近郷の米主を引受けて賣に立ち、賣買の實權は全く兩者の手に在りたるが故なり、然れども賣場買場と分立するときは交互往來して相手を求めざるべからず、不便尠からざれば寛政三年頃に至り兩場を合し改めて相場所といへり。

相場所は唯米商人輩の取引のみならず後世には諸藩の拂米も相場所を經ることゝなれり、明治の初までは新發田、長岡、村上、會津、高崎の諸藩に倉庫を建設し多きものは五六萬俵、少きものも五千俵の租米を貯藏し置き、機を見て或ひは江戸、大阪に輸送し或ひは直ちに港内に於て拂下を爲したり、之を御米又は御札米といふ、拂下の方法は先づ相場所に掲示し日限を定めて入札せしむ、手形一枚を五百俵とし約定の日、百俵毎に一兩(後には二三兩より五兩に至る)の手金を收め約定後五日(新發田藩は十二日)に至り一割の差金を徴し、受渡の期日に至り殘代金を取引す、其受渡期日は各藩一定ならず、又時としては買人の請求により期日を伸縮することあれど豫定の期日より後るゝときは惡米差換減桝繼足を許さざる例なり。

御物の琵琶と園公

侯爵時代に正倉院で試奏

正倉院御物の一般拝觀は未曾有の盛況を國民に與へて終つたし、西園寺老公は九十二歳の大生涯を終へて國葬が行はれようとしてゐる時、昔から琵琶がお家の職業であつた西園寺公こそ、正倉院御物の琵琶の音色を試した唯一人であつたと云ふ伝説が浮び上つてゐる、然もこの話は、奈良の正倉院で琵琶を試す公の姿のスケッチまで伴つてゐる――

西園寺公が正倉院を拝觀したのは後にも先にも明治三十六年十一月十日から十三日までの三日間、唯一回きり、公は當時政友會總裁だつたが、丁度この時故山縣有朋公も期せずして正倉院を拝觀してゐる、當時の御物(正倉院)の拝觀は非常に厳重を極めて一人々々

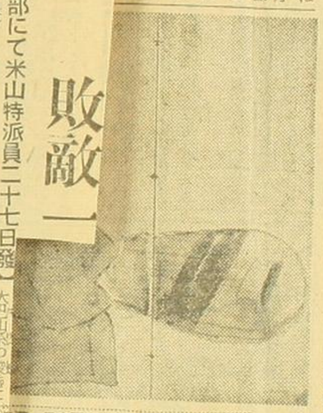

正倉院御物の琵琶を試る西園寺侯爵

終へた日、同氏の書斎の壁から発見されたのである、また海口氏の當時の日記には

――羅針盤の様にひつくり返しても常に着備が水平を保つてゐる無壊を見て西園寺侯は驚き英國の女王を軍艦にお乘せする時、艦内の御座が揺れない様に工夫した方法が、これと同じであつたとは驚く

と書いてある、拝觀中途で時雨が來て迎へに來た人力車に傘が無く小使にポロ〳〵の傘を借りて車上悠然腕つた公の姿も余りの珍圖だからスケッチした、等々海口氏の想出は公の亡き今日尋に感慨深く浮び出て來るのである

敗敵一

【〇〇本社前線通信本部にて米山特派員二十七日發】太巴山系の經略に樂んで一部を殲滅、壮然聳まる山嶽自兵團を展開しつつあるわが雙西軍團は二十七日黎明までに第五戰場の永石岸地區第一線を完全に突破、各隊部隊は轟々を血べて大巴山系の背骨ともいふべき武尊山麓に進出し遂に衝に見下す地点を確保した、この線にて第五戰場の死命を制する重要防禦線だけに敵は最後的反撃を試み壮然な戰闘が繰所に展開されてゐる

閲覧室

御米の拂下は大に米商の景氣を添へしより、後來遂に御米を建米として定期取引を爲すに至れり、定期取引は大凡そ三季に分ち第一は會津御米建にして年々八九月の頃に始まり、翌年二三兩月を期とす、第二は蒲原御米(長岡)建を四月とし村上御米建を五月限とし、共に二三月頃に始まり、第三は沼垂御米(新發田)建にして八月を期とし、四五月頃に始まる、文久、元治の交に至り會津御米の廻漕減少せしを以つて大川筋米を以て之に代ゆ、大川筋とは三條より新潟に至る信濃川沿岸の地を謂ふ、爾來港内騒擾諸藩拂下の制度も紛更一ならざるを以つて潟向米(福島潟附近の地を云ふ)田柳(田島、柳川二村の略稱なり共に信濃川の沿岸に在り)當沼(當所、沼垂兩地の倉庫在米を云ふ)など云ふものに代りたれど最も取引の盛なりしは大川筋米なり其産出高の多きに因りしなるべし、賣買の手續に至ては概ね御米拂下に準じ手金差金の方法に據れり。

相場所の創立以來大いに取引の便利となり公私共に賴る所なりしも明治維新の際諸商の株式を廢せらるゝに及び問屋の規律地を拂ひ、相場所の費用を支出するものなく共に廢滅するに至れり、爾來賣買に一定の規約なく動もすれば紛紜を生するを以つて明治三年本縣の參事松平正直君前の米商會所頭本間新作等に諭して其改良を謀らしむ、是に於て始めて穀物賣捌所を設けて再び米商に公會の席を與へ八年十月更に公許を得て米穀相場會社と爲し、仲買人、身元金等の制度を定めて責任の在る所を明らかにし賣買の方法に至つては大川筋米建にして手形一枚を五百俵とし假約定、本約定の二樣あり、假約定は手金賣買にして其額は百俵毎に五圓乃至七圓とし、本約定は差金賣買にして賣方よりは一割、買方よりは一割五分を徴收し(賣方の買方より少きは渡米の準備に資金を要するを以てなり、受渡は大川筋米を標準とし、近郷の藏元中信用すべきものを撰び、豫め其倉庫の所在地に因つて各々品等を定め(市島家の内藏は何等、嘉山藏は何等と云ふが如し、蓋し倉庫の所在地に因つて大凡米價の精粗を判定し得るを以つてなり)其藏元の賣米手形を以つて取引せしむる如き、概ね相場所の舊慣に依て多少の改良を加ひたり、又仲買人の身元金は百圓にして其仲買人たるものは大抵舊時の問屋手代在宿仲買なれば終日近郷に出でゝ米の買入れ又は廻送に忙はしきを以つて立會は日沒の後に始まり夜半頃に終るを例とせり、十年三月新たに米商會所條例を奉じ、新潟米商會所と爲し、四月五日より開業す、其賣買は條例の規定に隨ひたれど猶舊慣例によるもの多く約束幾多の變遷を經て漸く面目

を革むるに至りたりとはいひ今に舊時の精神を存するものあり試みに二三の例を擧げむ。

建米は相場所の舊慣に從ひ大川筋米を用ゆ各地米商會所の規則を見れば悉く某國中米建と掲記するのみなれど新潟米商會所は越後中米建の下に特に(大川筋出産米を云ふ)と附註せり、明治十二年三月新たに受渡米檢査の方法を設けたれど猶大川筋の中、五反田、庄瀬、菱潟、柳川、荒町(或ひは田島)五ヶ村の産米を以て見本とし年々十一月限の受渡米檢査を開くに先ち檢査掛を派して一種類各五七俵づゝの見本を取らしめ倉庫内に備へ置きたり、近來は其煩を避け港内へ廻送し來れるものゝ中より選拔すること〻爲したれど猶三等米(即本位)の見本は必ず大川筋より取りしが何れの歳なりしか凶作の爲め適當の見本を得がたきに因り産地を認定せざること〻し近來は更に輸出米檢査所の見本に依ること〻せり)

建石の單位は全國を通じ大抵拾石にして多きも五十石(赤馬ヶ關)に過ぎざるに獨り新潟のみは二百石とせり、此亦相場所の舊慣に依りたるものにて四斗三升入五百俵は即二百石餘に當るが故なり、其後受渡米檢査の方法を定むるに當り二百石一体の米を得難きを以つて百石に改めたるも猶他の米商會所には見る能はざる異例なりとす、藏元手形の取引も創立の際は舊慣に依て之を採用したるも往々紛議を生ずることあるを以つて受渡米檢査の方法を定めし後は米商會所に檢査掛を置くと同時に新沼垂兩地に於て信用すべき倉庫主と約束して米商會所の附屬とし猶其手不足を補はむが爲め米商會所自ら數棟の倉庫を新築し受渡期日前に右倉庫の中(積入れ米商會所の檢査を經たるものに非ざれば受渡を許さゞること〻し、始めて藏元手形の取引を廢し指定倉庫の有荷証書を以つて之を附屬倉庫と合併し別に新潟倉庫會社を興し之を指定倉庫と爲せり、取引所條例の制定に及び取引所は倉庫を有するを本旨とせられしも新潟は此の如き沿革ある以つて特に許可を得て舊慣に依る事とせり)

夜立會も亦舊慣に依りたれど明治十三年三月大藏省常平局より視察官出張の際其習慣の奇異にして或ひは弊害を生ぜむことを慮られ廢止の説諭ありたるを以つて之を改めたり。限月の發會は習慣の尤も奇異なるものにして創立の際は大抵一月、三月、四月、六月、八月、十一月の六限に限れり、此れ全く御米拂下の例に依りて太陽暦と太陰暦との差を參酌し更に米商會所條例の定期は三ヶ月を超ゆべからずといへる規定に隨ひ各限月の調整を謀りしのみ、然れど御米拂下の期は二、三、四、五、八の

ヵ月なりしに之を改むるものゝしもの如ぐは航路を通せず航路を閉ゝや〻いふに元來越後の氣候は冬季海上險惡にして舟楫を通せず航路を閉ゝは雪霜二月末を待たざる べからず三兩月を期とし之ものの後は約一ヶ月餘とをなすに非ざれば實際に適せず、故に二、三兩月を改めたれど航路已に開ゝるの後は必ずしも此月の如何を問ふを要せず、又定期は三ヶ月限あるべきなれども五月限なるべきあり、一に其時の便宜に因りて一定する所なからしめ

以上は沿革の大略にして其源流に溯れば多くは相場所の習慣を明らかにすと欲せば其詳を知らずと雖も故に其詳を知らずと雖も故に相場所に慣習する が故に其詳を知らずと雖も故に其詳を知らずと雖も故に相場所に慣習するが

五ヶ月なりしに之を改むるものありしものは何ぞやといふに元來越後の氣候は冬季海上險悪にして舟楫を通ぜず航路を開くには翌春二月末を待たざるべからず、會津御米は之に因て二、三兩月を期としたるものなれば陽暦となりての後は約一ヶ月遅りとなすに非ざれば實際に適せず、故に二、三兩月と改めたれど航路已に開くるの後は必ずしも限月の如何を問ふを要せず、是を以つて五月限ありて六月限なきことあり、六月限ありて五月限なきことあり、一に其時の便宜に因りて一定する所なかりしが數年の後知らず〳〵五月限を廢して六月限のみとなすに至りしは八月限との間隔其度に適するが故ならず、又定期は三ヶ月を超ゆべからずと云ふ條件の規定に依り八月限の後に十一月限及び一月限を加へて三月限に接せしは越後の氣候は十一月末に至らざれば晩稻の收獲を終る能はざるが故に先づ十一月限を置き次ぎに三月限との間隔を保つ爲めに一月限を置きしが此間は獨り海上の航海杜絶するのみならず、河川の運輸も甚だ不便なるが故に創立の際は仲買人申合せ三月に至るまで受渡は爲すまじと約束せしことありしと云ふ、然れども世の進運は斯る姑息を許さず僅かに一、二年にして止みたれど限月の習慣は依然故態を改めず米商會所は數々仲買人に諭し、新甫の發會を爲さしめむとし、或時は强制的に各仲買人に若干の賣買を課したることと有りしも數十年來の習慣は宇固として拔く可からず、會所如何に之を奬勵するも仲買人自己の賣買の外は依賴なきが故に相場も立たぬ有樣にて竟に不成功に終りたり、然れど八月限と十一月限との間隔多きに過ぎ爲めに十一月限の未だ發會せざるに慣習に依りたるものにて四十三年に百石に改めたる數萬石の石高に上り甚だ危險の狀態を呈せしことありしが故に十八年一月を以つて會所は仲買人の内々多數の賣買あり、或ひは數萬石の石高に上り甚だ危險の狀態を呈せしことありしが故に十八年一月を以つて會所は仲買人に嚴談し四月、六月、八月の發會を許さず五月、七月、九月を以つて之に代へ終に臨月の發會となしたれど實行後の成績に徵するに九月限は實米缺乏の際にして動もすれば買政策の行はるゝことあるが故に二三年後新に十月限を發會して之が調和を謀りしに幾分の効なきに非ざれど古米已に盡きて新米の市に上るもの未だ多からず時としては九月限に比すれば反つて缺乏を感ずること更に甚だしきものあり、是を以つて十一月限の發會に至れば之を乘換するもの續出し近來は殆んど一種の新習慣を爲すに至れり。

以上は沿革の大略ににして其源流に溯れば多くは相場所に濫觸するが故に其詳を知らずと欲せば相場所の習慣を明らかにすを要するに之れたるにはいかなる

穂原蔵

るの要あれど明治の初問屋に内訌あり竟に問屋會所をも兩分したれば古記錄の如きは分割すれば完からず、寧ろ賣却するに如かずと爲し、擧げて故紙商の手に委し、其代金を分ちたりと云ひ、今や己に其記錄の徵するに足るものなし、故に古老の口碑を取つて以つて之を草す、特に梗概を擧ぐるのみ、桂一漏萬免れざる所に在るも蓋し己を得ざるなり、幸に之を察せよ。

良寛樣採集の手毬唄と方言

手まり好きの良寛樣が手毬唄を採集されるのは極めて自然のこと、それもあくいふ人が學究的又は系統的に集める筈もないので、西郡氏の全集あたりにはあつたかも知れぬか今記憶にない。此間新潟の石碑建設展に西蒲原郡粟生津鈴木宗久氏（文台の孫か曾孫）の青山帳といふ長い卷物の最後に左の唄があつた。歌詞が上品で良寛樣の創作かと疑はれる節もあり、一二良寛流の書き替へがあるか知れぬが、大体は傳承と思はれる（原文總カナ）

向ふ山で光る物は。月か星か螢か。月じやないもの、星じやないもの。あれこそ殿御の松明
松明が下ひ廻りて、したの千代しよ(衆)。〇絹の小袖が燒けた。なむぼ〳〵やけた。たつた三すむ燒けた。帶にや短かし襟に長し。まいのお寺の鐘の緒にしよう

良寛樣はめつたに假名違ひはなさらぬのだが無いでも無いことは此前の方言探古にも拾つた筈だが此中に下へと前の二つもあるのは和歌と違つて氣をゆるされるからでもあらうか。

同じ卷の鈴木文臺書翰の劈頭に「ふとへたまはり」とあつてとへを、之はわざと書いたかと思はれるが、もし良寛樣がふだんこんなことばをつかつてゐられたとしたら面白い。

長岡呉服町羽賀順藏氏の長卷の中に「わかためにあさりし鮒をいなたきて」といふ歌のある手紙があつた。之位はほんとに使つてゐられたことばだらうと思ふ。

同卷に左の歌がある。雪解水といふ越後にとつてかなり大きな自然事象が斯人によつて如實に捉へられてゐるのも有難い

久方のゆきけの水にぬれにつゝ春のものとてつみて來にけり

——（星山　貢）——

良寛採集の手

いさ入が學究的又は系統的の石碑題跋庭に西藩原都西の句碑の上品で良寛藤の句碑（向ふ山で光る物は。目を細めて。）

歌碑が不ひ廻りて、まいのし樟に良し。

良寛藤はあつたに恨名をもあるのは和歌を遂つて居る。

同じ姿の鉢木文蓋書藤

ふだんこんなことばをつ

長岡見附町31管鵜藏氏の

に庫つてゐられたことは

同姿に左の歌がある。

久方のひさかたのみ水に

るの窓あれを明治の初間屋に

かすを寄し、集めて故紙商の

を取つて以つてゐを草す、特

勝原製